

表 10 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

区 域	音量
第 1 種区域	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル
第 3 種区域	70 デシベル
第 4 種区域	75 デシベル

- 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - 学校教育法第1条に規定する学校
 - 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
 - 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。